

指定管理者制度の導入について

1 経過

平成26年8月19日に開催された第1回入間市行政改革推進本部会議では、後期実行計画「公共施設全面見直し」について、公共施設の委託化、業務の委託化を前提として取り組むことが決定されました。

体育課では、公共施設の委託化について検討を重ねた結果、他の施設（市民体育館、運動公園、武道館、黒須市民運動場）では既に指定管理制度を導入していること、指定管理者制度を導入することによって管理運営に民間のノウハウを活かし、維持管理費などの経費削減や市民サービスの向上が見込めることから、地区体育館及び中央公園内の有料公園施設（野球場、プール、テニスコート）について、平成29年度からの指定管理者制度の導入を目指すことといたしました。

今後、施設の改修に掛かる経費が増大していく推計が出ており、現行計画における取り組みを加速させる方針が出ていることもあり、平成26年10月7日に開催された第2回入間市行政改革推進会議では、関係部署からの報告書に基づき検討した結果、平成28年度からの制度導入方針が示されました。

2 今後のスケジュール

- ①10月28日の定例教育委員会において報告する。
- ②12月中旬までに改正条例案を作成する。
- ③12月17日のスポーツ推進審議会において報告する。
- ④12月24日までに例規審査委員会に原案を添えて依頼する。
- ⑤12月25日の定例教育委員会に条例・規則の改正を協議する。
- ⑥1月中旬に庁議、1月下旬に例規審査委員会に諮り、3月議会に議案として上程するとともに、3月の定例教育委員会に規則を議案として提案する。
- ⑦平成26年度中にスポーツ推進委員、体育協会、地区運営委員会及び各利用団体へ情報提供する。
- ⑧条例改正の作成のほか、平成26年度中に指定管理に係わる仕様書の作成及び指定管理料の積算を行う。

⑨仕様書の作成にあたっては、スポーツ推進委員や関係団体からの意見を参考に進める。

3 指定管理者制度導入後の施設運営について

指定管理者制度が導入されることによって、市が直接的な施設の維持管理等の事務を担ってきましたが、今後は、間接的な係わりになります。しかしながら、既に指定管理者によって管理されている他の体育施設と同様に施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な施設管理運営を指定管理者業者と共に目指していきたいと考えています。

(1) 地区体育館

地域のスポーツ・レクリエーション活動拠点として設置した地区体育館の管理運営については、教育委員会が維持管理の一部（窓口対応や機械警備等）を民間業者に委託するとともに、地区体育館の円滑な運営を図るため、地区体育施設等運営委員会を設置し、その運営等の対応を地域にお願いしてきた経緯があります。

今後、指定管理者制度の導入によって地区体育館の管理運営は、教育委員会から指定管理者受託業者に代行されます。維持管理の一部（窓口対応や機械警備等）は、指定管理者受託業者が直接行うか、または、業者に委託すると思いますが、団体登録申請審査・決定、利用者間調整などの施設運営の対応については、これまでと同様に地区体育館等運営委員会にお願いしていきたいと考えています。

(2) 中央公園内の有料公園施設

中央公園内にある有料公園施設である野球場、プール、テニスコートについては、教育委員会が貸出業務を公益財団法人入間市振興公社に、施設の維持管理業務を民間業者に委託しています。

制度導入後については、管理運営が教育委員会から指定管理受託業者に代行されることによって、より効果的・効率的な施設管理運営ができるのではないかと考えられます。